

指定緊急避難場所「防災食育センター敷地内」使用に係る注意事項

防災食育センターは、徹底した衛生管理のもと、平時には学校給食の調理・配送を行っているほか、災害時には応急給食の調理・避難場所への配送及び災害支援活動やボランティア活動の拠点となり得る施設となっております。

当施設の運用に支障をきたさぬよう、避難する方は下記の注意事項を遵守してください。

- 最寄りの指定避難所は、関根小学校体育館です。
(指定緊急避難場所と指定避難所の違いについては別紙をご覧ください)
- 敷地内は全面禁煙です。
- 火気の使用は禁止です。
- ペットの放し飼いは禁止です。(糞尿の処理をしっかりと行ってください)。
- 衛生管理施設のため、センター建物内への立入は禁止です。(トイレも使用不可)
- ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 敷地内での事故・盗難等については、当市は一切責任を負いません。
- エンジンの空ふかしや夜間の大きな話し声等、近隣のご迷惑となるような行為はお止めください。
- 状況に応じて車両の移動をお願いする場合があります。予めご了承ください。

指定緊急避難場所と指定避難所の違い



○指定緊急避難場所について

切迫した災害の危険から命を守るために緊急避難をする場所。

市では主に、市内の学校のグラウンドや公園、施設の駐車場などの「屋外」を指定しています。



○指定避難所について

自宅等が被害をうけ、被災後の生活ができない住民などが一定期間滞在・生活する施設。

市では主に、市内の学校等の体育館や公民館、集会所などの「屋内」を指定しています。開設する際は、建物の被害状況や災害の種別に応じて検討します。

●よくある質問

Q.食料や飲料水、毛布などがありますか。

また、トイレや冷暖房などの設備は整備されていますか。

A.指定避難所に限り、食料や飲料水その他、スポットクーラー等の防災資機材を整備しております。

指定緊急避難場所は一時的に避難する場所のため、場所によってはトイレ等が使用できない場合もあります。

Q.車中泊避難の場合は、避難所に行かず避難場所に居ても良いか

A.状況に応じて、指定避難所へのご移動をお願いします。

避難所では、車中泊避難者も含め、名簿等で管理し、支援物資等の配布に活用しております。